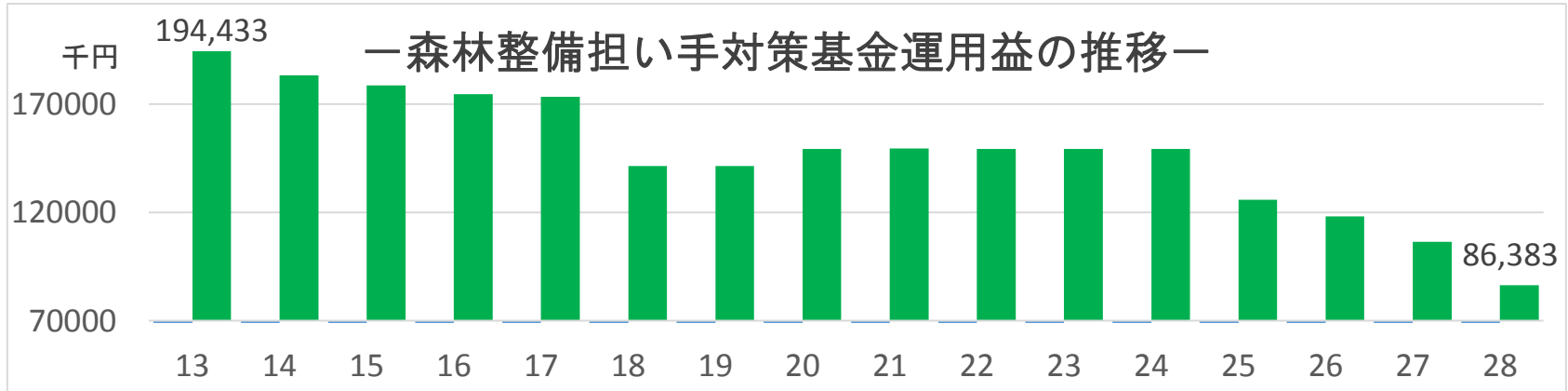


① 森林整備担い手対策基金の概要

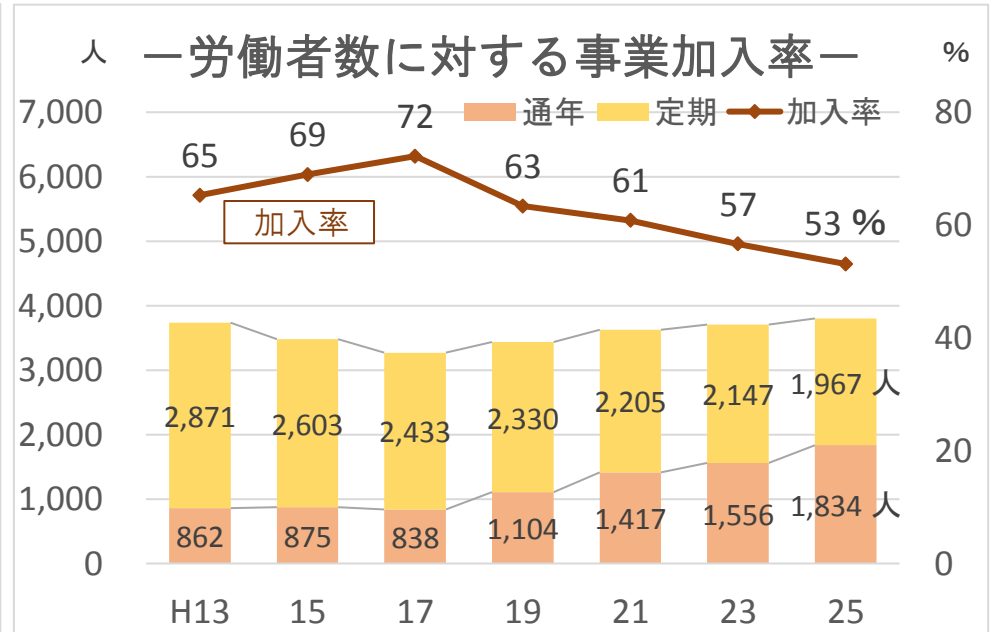
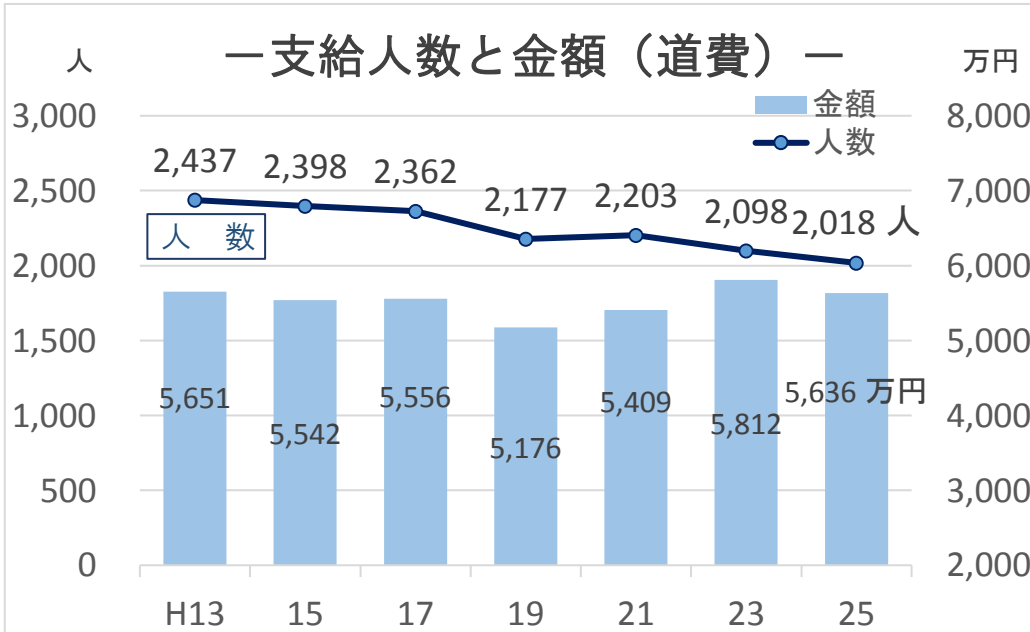
「北海道森林整備担い手対策基金条例」(H5.4.1施行、北海道条例第5号)に基づき、H5～H9度までに約130億円の基金が造成されています。



② 労働条件の改善

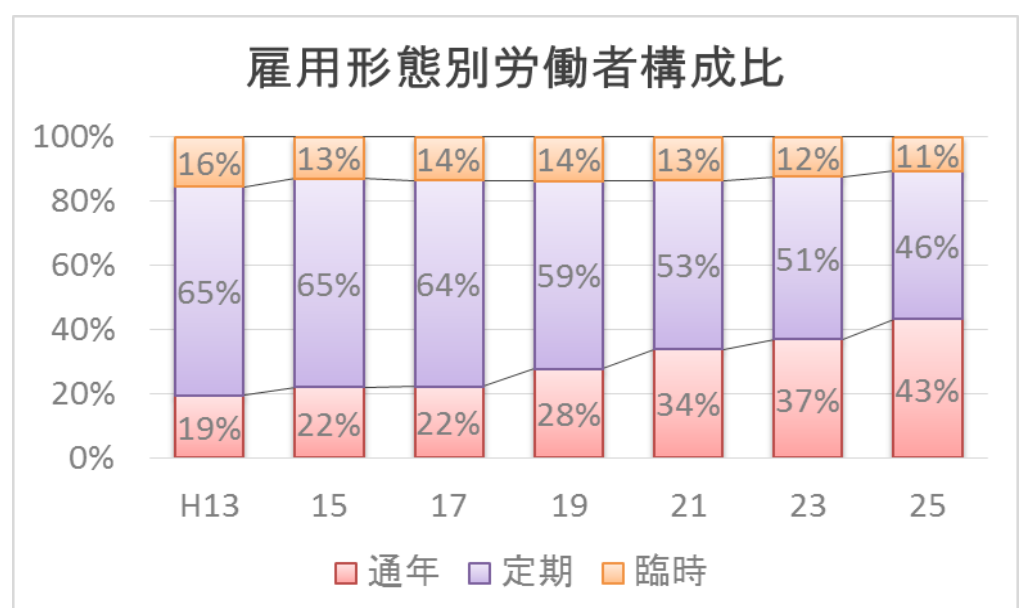
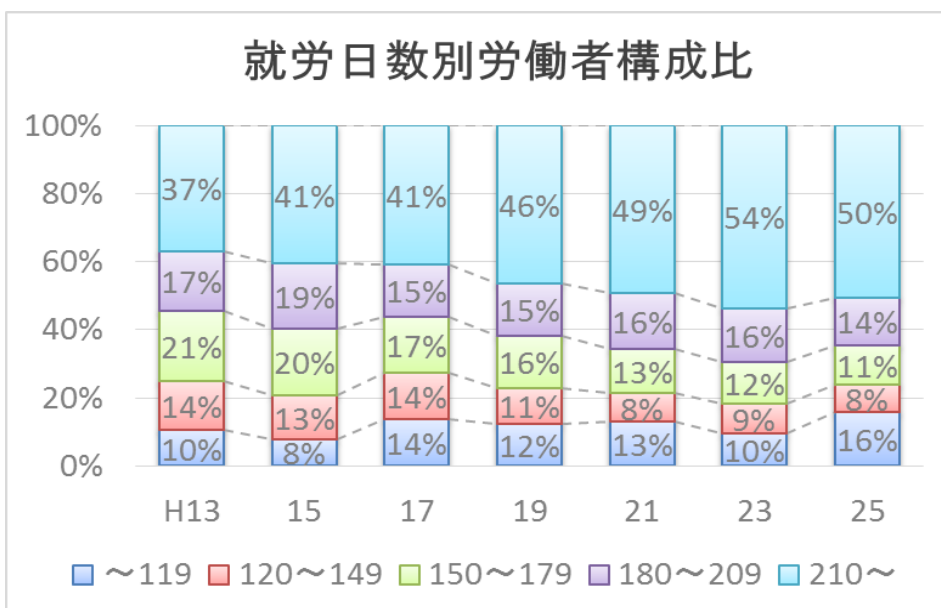
(1) 森林作業員就業条件整備事業

就労長期化のための奨励金の支給を行うもので、一人あたり250日を上限に最大で110千円(道から35千円、市町村・事業主・労働者から75千円)が支給されています。



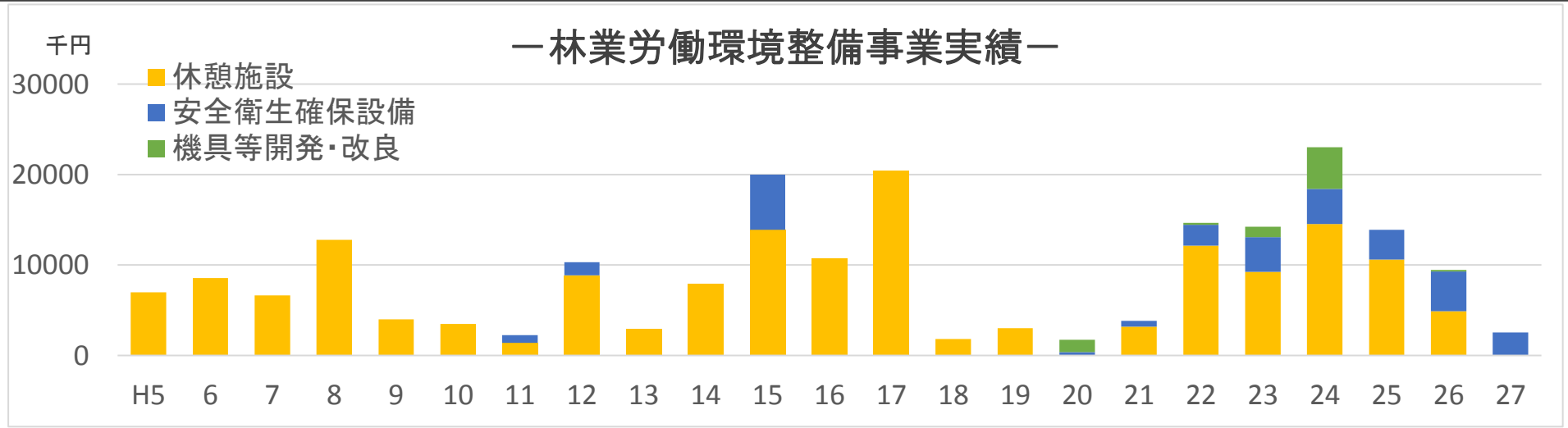
※ 支給金額は、平成14年度から平成21年度まで当該事業と併せて実施していた、福利厚生の上向上に係る経費の一部助成分を除く。

就労日数が長期化するとともに、通年雇用の比率も増加してきており、着実に就労の長期化や安定化の成果が現れています。また、支給人数及び加入率の減少は、月給制の増加によりボーナスを支給する事業者が増加しているものと思われます。



(2) 林業労働環境整備事業

労働環境を改善するための移動式休憩施設や防振手袋などの設備の導入に対し助成するものです。



休憩施設、防振手袋や安全ズボン、安全確保に繋がる機具や装備等の改良に必要な経費に対し、平成5年からの22年間で約2億300万円を助成しました。

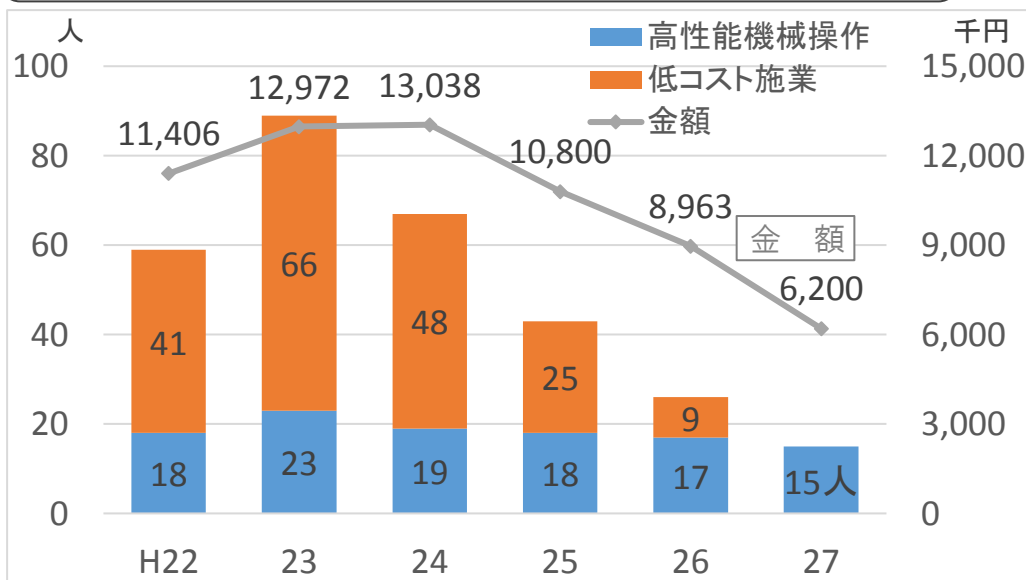
助成対象については、休憩施設などに加え、ハンターの誤射防止のための視認性を高める効果のあるウェアなどの導入やクマ撃退スプレー、エビペンなども助成対象にするなど適宜見直しを行い、林業労働者の労働環境の改善に寄与しています。

③ 技術・技能の向上（林業担い手研修事業）

林業労働者の技術・技能の向上を目的とした、メニュー方式による研修の実施、地域の事業者の実情に応じた研修の実施や講習機関が実施する技能講習受講に係る経費を助成する事業で、平成22年度から実施しています。

(1) 専門研修(高性能林業機械操作等技術研修)

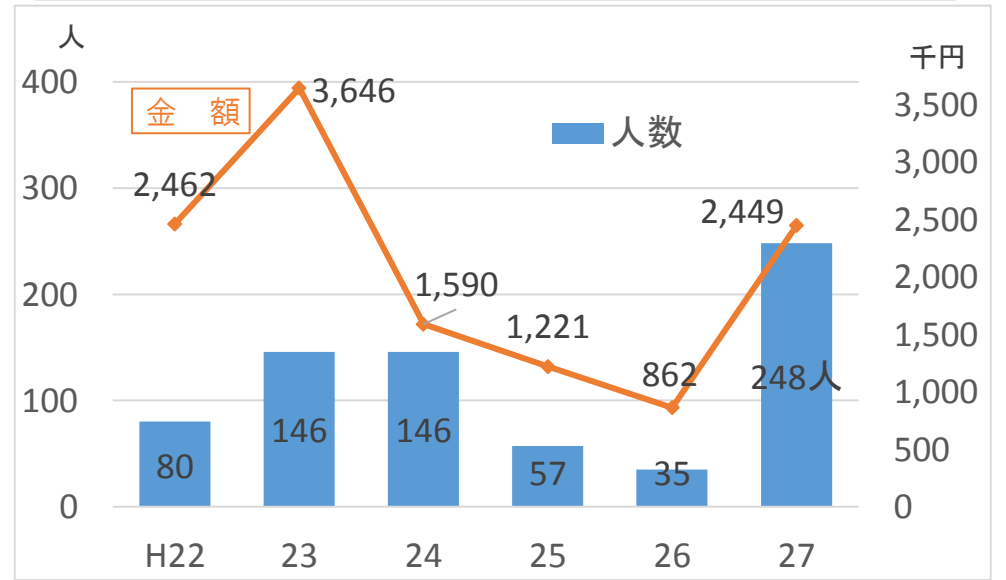
高性能林業機械を活用し、現地の作業条件に応じた伐採作業システムを自ら設計し実行できる技術者の養成



※ 低コスト施業実践研修及び高性能林業機械操作等技術研修の路網に関するメニューは、国事業で同様のメニューがあることから平成27年度から廃止

(2) 技能講習(玉掛技能等)

車両系建設機械やはい作業主任者など、各種資格取得に係る経費を助成



※ 平成27年度から補助対象経費を受講料に限定するとともに、対象者数の増、対象講習の追加を見直し

※ 平成5年から平成21年までは、技能作業員養成事業で実施

(3) 地域課題(地域提案型研修)

地域の林業関係者などが自ら提案する、より地域の実情に適応した実践的な研修の開催に対する経費の一部助成

年度	地域	助成額 (千円)	研修内容
平成24年度	1	2,077	欧州のチェーンソー作業システム
平成25年度	1	249	チェーンソー作業システム
平成26年度	2	200	架線系集材機による作業システム、林地未利用材集荷
計	4	2,526	

※ 平成24年度から

地域の林業事業者の実情に応じた上記事業などを実施することで、林業労働者の技術・技能の向上に寄与しており、生産性の向上や労働安全の確保が図られている。

④ 新規参入者の確保・定着促進

(1) 林業技術現場体験学習

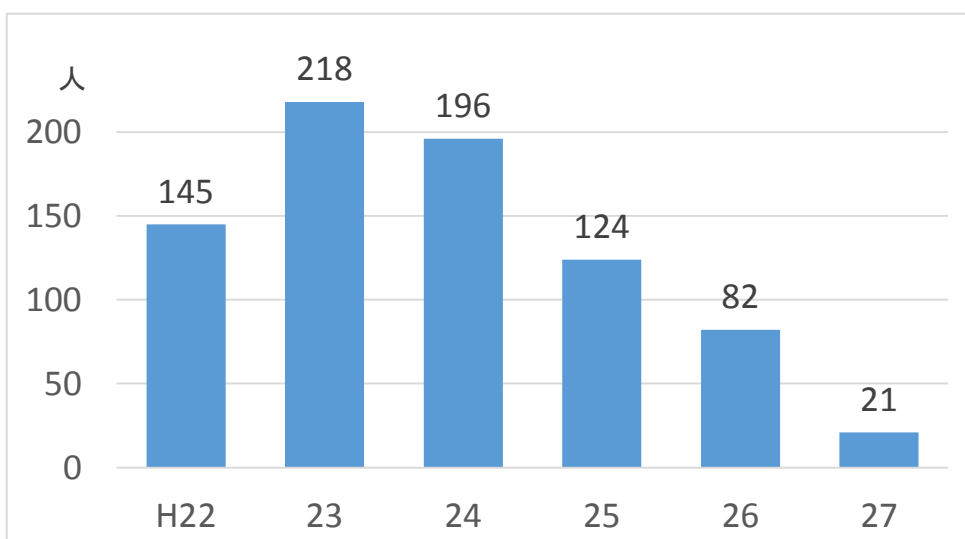
林業を学ぶ岩見沢、旭川、帯広の各農業高校生を対象に、林業機械による作業現場などで体験学習を行い、林業参入への動機付けを図るもので、事業を開始した平成17年度から平成27年度までに毎年約120名が参加しています。

(2) 若年林業労働者就業促進事業

若年労働者の参入を促進するため、学校やハローワークと連携し、地域での就業に向けた相談会やセミナーを開催するもので、平成27年度は2地域で開催し240名が参加しました。

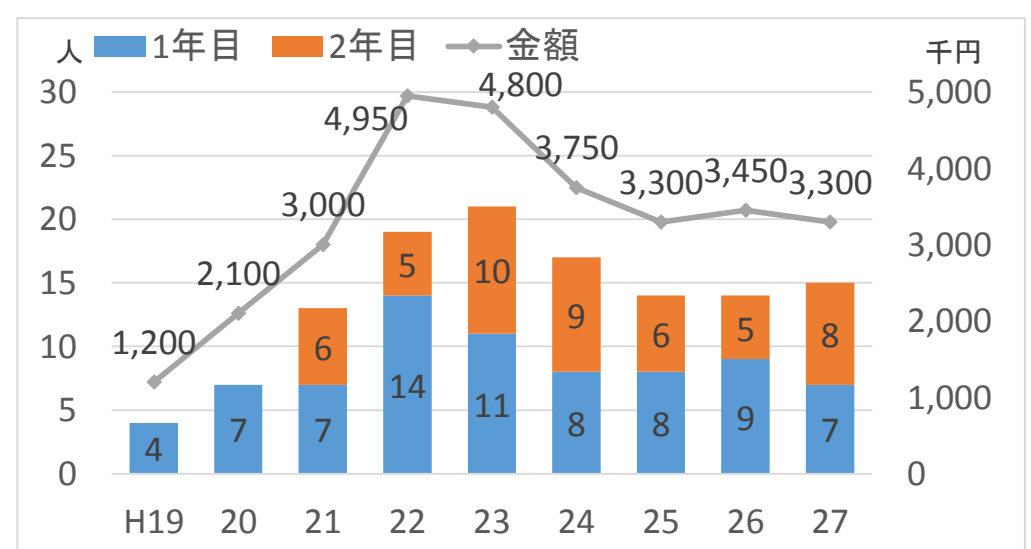
(3) 基礎研修(森林整備基礎)

これから林業に就業する方などを対象に、森林作業の基礎的な知識や技能を習得するための研修で、平成22年度から実施しています。



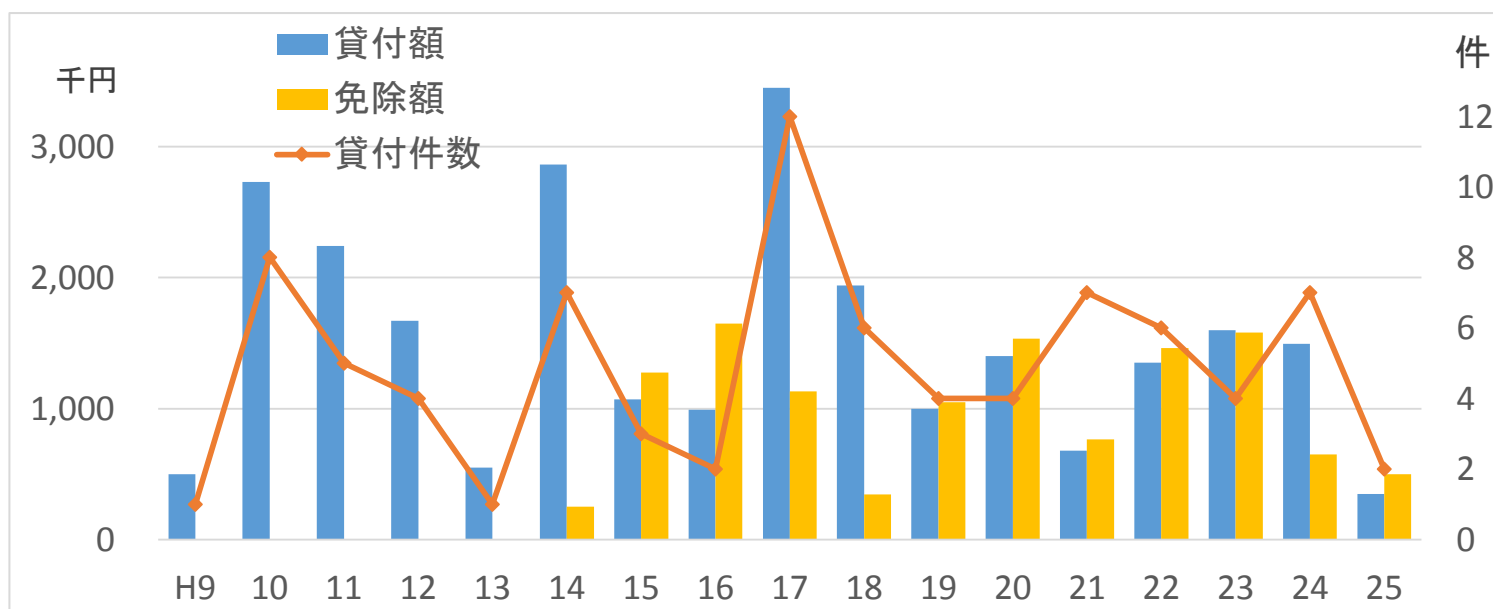
(4) 新規参入定着支援事業

40歳未満の新規参入者を通年雇用する事業主に対し奨励金を支給するもので、平成19年度の事業開始から平成27年度までで延べ93事業体、2,985万円を支給しています。(対象者124人)



(5) 林業就業促進資金償還免除事業

平成9年度から実施している林業就業促進資金の借受者のうち、「新規就業後、継続し4年以上林業に就業し、将来とも林業に就業することが見込まれる者」については、貸付金の一部を償還免除するもので、25年度までの貸付約2,590万円のうち約1,220万円の償還を免除しています。



就業前の就業促進と就業後の定着支援を目的とした上記事業を実施し、通年雇用の比率や39歳以下の労働者の比率が高まってきており、新規参入者の確保や定着に寄与できたものと考えられる。